

要保護及び準要保護就学援助費並びに特別支援教育就学奨励費に係る事務取扱表

費目	援助の範囲	支給区分		対象学年	支給金額	支給回数及び支給時期	
		要	準			回数	時期
学用品費 (学用品等購入費)	児童又は生徒が通常必要とする学用品の購入費		○	全学年	小11,420円 中22,320円	2回	7月, 12月
通学用品費	児童又は生徒が通常必要とする通学用品の購入費		○	小2～6 中2～3	小2,230円 中2,230円	2回	7月, 12月
校外活動費	校外活動(学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動<修学旅行を除く>)のうち, 宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学料		○	実施学年	実費 小1,570円限度 中2,270円限度	1回	行事終了後
	校外活動(学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動<修学旅行を除く>)のうち, 宿泊を伴うものに参加するため直接必要な交通費及び見学料		○	実施学年	実費 小3,620円限度 中6,100円限度	1回	行事終了後
新入学児童生徒学用品費等	小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費		○	小1のみ 中1のみ	小20,470円 中23,550円	1回	7月
修学旅行費	修学旅行(小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回に限る)に参加するため直接必要な交通費, 宿泊費, 見学料, 記念写真代, 医薬品代及び旅行障害保険料等	○	○	実施学年	実費 小21,180円限度 中56,670円限度	1回	行事終了後
学校給食費	保護者が負担することとなる学校給食費		○	全学年	小 単価 265円 中 単価 315円	3回	7月, 12月, 3月
医療費	学校保健法施行令第7条に定める疾病に係る治療費 ・トラコーマ及び結膜炎 ・白癬, 疥癬及び膿痂疹 ・中耳炎 ・慢性副鼻腔炎及びアデノイド ・う歯 ・寄生虫病	○	○	全学年	自己負担分を教育委員会が医療券を発券	その都度	